

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件  
一審原告 松田正 外186名  
一審被告 関西電力株式会社

証拠申出書

平成28年6月2日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥  
同 上 笠原一浩

1 人証の表示

証人 立石雅昭（尋問予定時間120分・同行）

2 尋問事項

別紙のとおり

以上

## 尋 問 事 項

証 人 立 石 雅 昭

- 1 意見書の作成について
- 2 証人の経歴及び専門分野について
- 3 新潟中越地震及び中越沖地震につき、震源断層等の調査プロジェクト等に参加し、震源断層あるいは地表地震断層と震源断層との関わりを明らかにする地下地質構造の探査に従事したこと
- 4 中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被害に関連して判明したこと
  - (1) 7基の原子炉すべてにおいて、基準地震動S2（450ガル）を上回る地震動（最大1699ガル）が観測されたこと
  - (2) 一つの敷地内であるのに1～4号機と5～7号機では揺れの大きさに大きな差があったこと
  - (3) 同原発の設置許可申請の時点では、東京電力は中越沖地震を起こした震源断層を全く見落としていたこと及びその審査に当たった原子力安全・保安院もこれを看過したこと
  - (4) そもそも当時の最新知見でも地震の発生規模、地震動の伝搬・増幅過程に関する事前の科学的予測が出来ていなかったこと
  - (5) 結局、中越沖地震が柏崎刈羽原子力発電所に大きな地震動をもたらした要因の解明は、事故後のあらゆる調査・解析を尽くしても不十分なままであること
- 5 地震の発生機構や地震動の伝搬・増幅過程に関する研究は進んではいるが、それでも地震を発生させる地下深部の岩体の構造や作用している応力などが解明されているわけではなく、地震が発生する条件も不明確であり、原子力発電所の耐震上の安全性を担保するだけの科学的力量に至っていないこと
- 6 地表もしくは海底に現れる短い活断層から発生する地震の最大規模を推定するには、震源断層の長さや幅、そして断層活動に伴うずれ、アスペリティーなどの適切な推定が必要であるが、こうした解析・研究は発展途上であること
- 7 大規模地震を発生させる仕組みを解明し、防災計画策定に資するために、深さ30kmに達する大規模な地殻構造調査研究が行われているが、原子力発電所に耐震安全性に関わる震源断層の調査では、地震発生層に至る大深度の調査・解析がなされていないこと
- 8 大飯原子力発電所敷地及び周辺の調査は、次の点で不十分であること
  - (1) 震源断層の性状について、どのような調査をしてどのようなデータが得ら

れたか自体が訴訟上の証拠として提出されていないこと

- (2) 大飯原子力発電所の立地から考えて、陸域及び海域において、数kmから10数kmという地震発生層の深さの調査は不可欠であるのに必要な深さの調査がなされた形跡がなく、そのようなデータも明らかではないこと
  - (3) 関電は地下構造の均質性を主張するが、地震動の伝搬・増幅に関わる地下における未知の地質体の存在について、不存在を主張する科学的根拠が不明確であること
  - (4) 大飯原子力発電所敷地における地震動の観測データがないこと
  - (5) 関電は敷地周辺で実施した各種調査結果を組み合わせると主張するが、深部構造を明らかにする微動アレイや地震波干渉法等でもせいぜい4kmの深さまでしか調査出来ず到底不十分であること
- 9 若狭湾を頂点とする近畿トライアングルの活動性が近年増加しており、とりわけ敦賀－若狭湾一帯には活動性の高い断層が多数分布しているものの、近年大きな地震が発生していないことから、逆にこの地域に大きな地震が発生する可能性が高いこと
- 10 大飯原子力発電所敷地及び周辺の断層（特にF－6断層）について
- (1) 敷地内には、少なくとも、後期更新世以降の活動性を否定できない断層が存在すると考えられること
  - (2) 活断層が地表で認められた場合に想定すべき地震規模（最大M7.4）について
  - (3) 台場浜における現地調査とその評価の必要性について
- 11 その他、これらに関連する一切の事項

以上